



検索

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

文字サイズ:

資料 4-1

[ホーム](#) > [福祉・子育て](#) > [子ども・家庭](#) > [子ども・子育て支援新制度について](#) > 「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」及び「大阪府 初めての方へ [サイトマップ](#)
認定こども園指導指針」の一部改正(案)に対する府民意見等の募集について

「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」及び「大阪府認定こども園指導指針」の一部改正(案)に対する府民意見等の募集について

府民の皆様のご意見を募集します。

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設である「認定こども園」には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」という4つのタイプがあり、これらを認定する制度が平成18年度から導入されています。平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園のうちの「幼保連携型認定こども園」について、これまでの認定から新たに認可となります。

今回の一部改正は、新たに認可となる幼保連携型こども園の基準等を定めた「大阪府認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成26年度大阪府条例第175号)」の制定を受け、その基準等の具体的な内容を示す「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」及び「大阪府認定こども園指導指針」について改正するものです。

なお、「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」については、平成26年8月1日から平成26年9月1日にかけて、条例の一部改正案と合わせて審査基準の一部改正案についてのご意見を募集しました(※)が、さらに改正を行う部分がありますので、この部分について、改めてご意見を募集するものです。つきましては、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、以下のとおり、府民の皆様から広くご意見・ご提案を募集します。

※「[大阪府認定こども園の認定に関する審査基準](#)」の一部改正(案)の意見募集(平成26年8月1日から平成26年9月1日まで実施)の結果についてはこちら

1 募集対象項目

- (1)「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」の一部改正(案)
- (2)「大阪府認定こども園指導指針」の一部改正(案)

○審査基準等の概要及び考え方

- (1)(2) [[Excelファイル／18KB](#)] [[PDFファイル／133KB](#)]

○参考資料(一部改正(案)全文)

- (1) [[Wordファイル／41KB](#)] [[PDFファイル／268KB](#)]
(2) [[Wordファイル／23KB](#)] [[PDFファイル／154KB](#)]

2 募集期間

平成26年12月8日(月曜日)から平成27年1月8日(木曜日)まで
(郵送の場合は平成27年1月8日(木曜日)必着)

3 提出方法

○インターネット(電子申請)の場合

[専用フォーム\(外部サイト\)](#)からご提出ください。

○郵送及びファクシミリの場合

※ 意見提出用紙 様式[[Wordファイル／46KB](#)] により、下記のいずれかの方法でご提出ください。

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府福祉部子ども室子育て支援課企画グループ あて

FAX:06-6944-3052

大阪府福祉部子ども室子育て支援課 企画グループ

4 閲覧方法

- (1) 府ホームページでの公表
- (2) 府政情報センター(大阪府庁本館1階)での開架
- (3) 大阪府福祉部子ども室子育て支援課企画グループ(別館7階)での開架

5 留意事項

提出されたご意見の内容を確認させていただく場合があることから、氏名・住所等の連絡先の記載をお願いしています。

個人で提出していただく場合は、氏名・住所を、団体・グループで提出していただく場合は、団体・グループ名称及び所在地を必ず記載してください。

これらの記載がないものについては、受付できませんのでご注意ください。

なお、氏名・住所等の連絡先につきましては、他の目的に利用・提供しないと適正に管理し、いただいた個人情報は公表いたしません。

ご意見等の内容については原則として公表します。公表を希望しない場合は、ご意見の提出の際にその旨を記載してください。

ただし、その場合には、ご意見等に対する大阪府の考え方をお示しできないことがあります。

ご意見等は、日本語でのご提出をお願いします。

6 提出いただいたご意見等の情報の取扱い

いただいたご意見等を考慮して審査基準改正案等について検討します。

提出いただいたご意見等の概要とそれに対する府の考え方等については、大阪府ホームページ等により一定期間公表します。

ただし、類似のご意見等は適宜整理の上、まとめて公表することがあります。

ご意見等は、できる限り具体的にお書きください。賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なもの等については、大阪府の考え方をお示しできない場合があります。

ご意見を提出された方に個別に大阪府の考え方をお答えいたしません。

7 問い合わせ先

大阪府福祉部子ども室子育て支援課企画グループ

電話 06-6944-7108(直通)

FAX 06-6944-3052

このページの作成所属

福祉部 子ども室子育て支援課 企画グループ

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

お問合せ [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2014 Osaka Prefecture, All rights reserved.